

岩手大学学生の懲戒に関する規則

令和5年6月29日 制定

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人岩手大学学則（平成16年4月1日制定。以下「学部学則」という。）第70条に規定する岩手大学学生の懲戒及び国立大学法人岩手大学大学院学則（平成16年4月1日制定。以下「大学院学則」という。）第38条に規定する岩手大学大学院学生の懲戒（以下「懲戒」という。）について、懲戒手続の透明性の確保及び適正かつ公正な運用を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(懲戒の種類及び内容)

第2条 懲戒の種類及び内容は、次のとおりとする。

- 一 訓告 学生が行った行為を戒めて事後の反省を求め、将来にわたってそのようなことのないよう、文書により注意すること。
- 二 停学 学生が自分の行った行為について考え、更生するための時間を与えるため、一定の期間又は期限を定めず、学生の登校を認めないこと。
- 三 退学 学生としての身分を失わせること。

(その他の教育的措置)

第3条 学生が行った行為が懲戒に至らない場合において、学部又は研究科（以下「学部等」という。）の長が教育的指導を行う必要があると認めたときは、学部等の長は学生に対し、口頭又は文書により厳重注意を行うことができる。

(懲戒の量定)

第4条 懲戒の対象となり得る行為（以下「非違行為」という。）の認定及び懲戒処分の量定は、非違行為の悪質性及び重大性並びに学生の状態（日常における生活態度及び非違行為後の対応を含む。）等を総合的に判断して決定する。

- 2 前項の悪質性は、非違行為の態様、非違行為に至る動機及び故意又は過失などの学生の主観的態様、過去の非違行為の有無等を勘案の上判断するものとする。
- 3 第1項の重大性は、非違行為により被害を受けた者の精神的苦痛を含めた身体被害の程度及び当該非違行為が社会に及ぼした影響等を勘案の上判断するものとする。ただし、非違行為による被害が物的被害にとどまる場合であっても、物的被害が甚大なものであるときは、重大であると判断するものとする。
- 4 懲戒処分の量定は、別表に定める学生の懲戒に関する判断基準（以下「判断基準」という。）に準拠する。
- 5 懲戒処分の量定の決定にあたっては、個々の事案の事情に則し、判断基準に定める処分を加重軽減することができる。
- 6 判断基準に定めのない非違行為については、判断基準の非違行為の懲戒処分を参考に判断し、相当の懲戒処分を行うことができる。

(事案の報告)

第5条 学生による非違行為が発生した場合、当該学生が所属する学部等の長は、速やかに、事実関係を学生担当の理事又は副学長に報告しなければならない。

(ハラスメント事案への対処等)

第6条 ハラスメント事案が発生した場合の対処等については、国立大学法人岩手大学ハラスメント防止規則(平成16年4月1日制定)の定めるところによる。

(自宅謹慎)

第7条 学部等の長は、学生による行為が懲戒に相当すると思料されるとき、又は学長の指示を受けたときは、懲戒処分決定前に当該学生に自宅謹慎を命じることができる。

2 自宅謹慎の期間は、停学期間に算入することができる。

(事実の調査等)

第8条 学部等の長は、第5条に基づく報告をしたとき、又は学長の指示を受けたときは、学生委員会等において、慎重かつ速やかに当該事案にかかる事実関係の調査及び当該学生からの事情聴取を行うものとする。

2 当該事案が、複数の学部等に所属する学生による場合は、各々の学生委員会等が連携して調査を行うものとする。

3 学生委員会等は、調査終了後、調査内容及び懲戒処分案等を明記した報告書を作成し、学部等の長に提出しなければならない。

4 学部等の長は、前項により懲戒処分が相当であるとの報告書を受領したときは、教授会、研究科教授会又は専攻教授会(以下「教授会等」という。)に付議し、事実認定、懲戒の種類及び内容について検討し、懲戒処分案を学長に上申するものとする。

(弁明の機会の付与)

第9条 前条第1項に定める学生委員会等は、調査を進めるに当たっては、当該学生にその旨を告知し、口頭又は文書による弁明の機会を与えなければならない。

2 弁明の機会を与えたにもかかわらず、正当な理由なく当該学生が弁明の場を欠席し、又は弁明書を提出しなかった場合は、この権利を放棄したものとみなす。

(懲戒処分の決定)

第10条 学長は、学部等の長からの上申を受け、教育研究評議会の議を経て、懲戒処分の要否及び処分の内容を決定するものとする。

(懲戒処分の通知)

第11条 学長は、懲戒処分を決定したときは、懲戒処分通知書(別紙様式1)を添付し、学部等の長に通知するものとする。

2 学部等の長は、前項の通知があった場合は、当該学生に懲戒処分通知書(別紙様式1)を交付しなければならない。ただし、傷病その他やむを得ない事情により、懲戒処分通知書(別紙様式1)を当該学生に直接交付することが困難なときは、口頭により処分の内容を告知するとともに当該学生の住所に懲戒処分通知書(別紙様式1)を郵送するものとする。

3 前項による通知が困難な場合は、当該学生の住所に懲戒処分通知書(別紙様式1)を適切な方法で郵送するものとする。

4 当該学生の所在を知ることができない場合は、民法(明治29年法律第89号)第98条第2項に定める方法により公示するものとする。

(懲戒処分の発効)

第12条 懲戒処分の効力は、懲戒処分通知書(別紙様式1)を当該学生に交付したとき、又は口頭により告知したときに発生するものとする。

- 2 前条第3項による場合は、懲戒処分通知書（別紙様式1）が到達したときに効力が発生するものとする。
- 3 前条第4項による公示の手続を行ったときは、公示された日から2週間を経過したときに懲戒処分通知書の交付があったものとみなす。

（懲戒処分の公示）

- 第13条 学長は、学生の懲戒を行ったときは、懲戒公示（別紙様式2）により、学内に公示するものとする。
- 2 公示期間は2週間とする。

（停学期間の計算）

- 第14条 停学期間の計算は、暦日計算によるものとし、懲戒処分の効力発生日の翌日から起算する。
- 2 停学期間は、学部学則第29条第3項及び大学院学則第13条に定める在学期間に含めるものとする。

（懲戒処分と学籍異動）

- 第15条 学長は、学生委員会等の調査対象となった学生から懲戒処分の決定前に自主退学の願い出があったときは、この願い出を受理しないものとする。
- 2 学長は、停学中の学生から当該停学期間を含む期間の休学の願い出があったときは、この願い出を受理しないものとする。
 - 3 休学中の学生を停学処分とする場合は、当該学生の休学許可を取り消すものとする。

（不服申立て）

- 第16条 懲戒処分の通知を受けた学生は、事実誤認、新事実の発見その他正当な理由があるときは、懲戒処分の効力発生日の翌日から起算して14日以内に、学長に対し、不服申立書（別紙様式3）により不服申立てを行うことができる。
- 2 学長は、不服申立てを受理したときは、教育研究評議会の議を経て、再審査の要否を決定しなければならない。
 - 3 学長は、教育研究評議会の審議の結果、再審査の必要があると認めるときは、不服申立てを行った学生が所属する学部等の長に調査を行わせるものとする。
 - 4 前項による再審査に必要な調査及び手続は、第8条から第11条までの規定を準用する。
 - 5 不服申立て自体は、その対象となった懲戒処分の効力を妨げないものとする。
 - 6 学長は、教育研究評議会の審議の結果、再審査の必要がないと決定したときは、速やかに、その旨を文書により学部等の長に通知するものとする。

（無期停学処分の解除）

- 第17条 学部等の長は、無期停学処分を受けた学生について、反省の程度及び学習意欲等を総合的に判断して、当該処分を解除することが適当であると認めるときは、教授会等の議を経て、当該処分の解除を学長に上申することができる。上申があった場合は、第10条及び第11条の規定を準用する。
- 2 学長が無期停学処分の解除を決定したときは、速やかに、懲戒処分解除通知書（別紙様式4）により学部等の長に通知するものとし、公示は行わないものとする。

（教務上の措置）

第18条 本学が実施する試験等において不正行為を行った学生については、不正行為が教養教育科目または専門教育科目において行われたかを問わず、当該学期の教養教育科目及び専門教育科目の全てについて単位を認定しない。

(停学期間中の履修手続)

第19条 停学期間中の学生は、停学期間終了後の履修のための手続を、履修申告期間内に行うことができる。

(懲戒処分に関する記録)

第20条 懲戒処分を行ったときは、その内容を学籍簿に記録しなければならない。

(証明書類等への記載の禁止)

第21条 本学が作成する成績証明書その他の証明書類に、懲戒の有無及びその内容等を記載してはならない。

2 学生の就職又は進学に際して本学関係者が作成する推薦書類等に、懲戒の有無及びその内容等を記載してはならない。

(守秘義務)

第22条 学生の懲戒に関わった職員は、職務上知り得た情報を正当な理由なく他に漏らしてはならない。

(雑則)

第23条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、令和5年6月29日から施行する。

別表（第4条関係）

学生の懲戒に関する判断基準

非違行為の種類	懲戒処分の種類
殺人、強盗、不同意性交、誘拐、放火などの凶悪な犯罪行為又は犯罪未遂行為	退学
傷害、窃盗、横領、万引き、恐喝、詐欺、住居侵入	退学又は停学
麻薬・覚醒剤等の薬物犯罪（不正所持又は使用）	退学又は停学
ストーカー行為、ハラスメント行為	退学、停学又は訓告
痴漢行為・わいせつ行為（のぞき見、盗撮、公然わいせつ、わいせつ物頒布等を含む）	退学、停学又は訓告
賭博	退学、停学又は訓告
飲酒の強要、一気飲みの煽動等を行い、その結果、重大な事態を生じさせた場合	退学又は停学
飲酒の強要、一気飲みの煽動等を行った場合	退学、停学又は訓告
20歳未満の者に飲酒をすすめた場合	停学又は訓告
20歳未満の者が飲酒をした場合	停学又は訓告
無免許運転、飲酒運転（ほう助を含む）、共同危険行為、妨害運転など悪質な交通法規違反により相手に死亡又は高度後遺障害などを負わせる人身事故を起こした場合	退学
無免許運転、飲酒運転（ほう助を含む）、共同危険行為、妨害運転など悪質な交通法規違反により人身事故を起こした場合	退学又は停学
無免許運転、飲酒運転（ほう助を含む）、共同危険行為、妨害運転などの交通法規違反	退学、停学又は訓告
コンピュータ又はネットワークの不正使用で悪質な場合（成績表などの公文書等及び私文書の改ざん等の不正アクセス、外部システムへの不正アクセス、ネットワーク運用妨害、マルウェアの持ち込み等）	退学又は停学
コンピュータ又はネットワークの不正又は不適切な使用（著作権、特許権等の知的財産権の侵害、嫌がらせメール等）	停学又は訓告
論文等の不正	退学、停学又は訓告
本学が実施する試験等におけるカンニング等の不正行為	訓告
本学の知的財産を故意に喪失させる行為	退学又は停学
本学が管理する建造物への不法侵入又は不正使用若しくは占拠	退学、停学又は訓告
本学構成員に対する暴力行為、威嚇、拘禁、拘束等	退学、停学又は訓告
本学の教育研究又は管理運営を著しく妨げる暴力的行為	退学、停学又は訓告
本学が管理する建造物又は器物の損壊、汚損等	停学又は訓告
失火（結果が重大なもの）	停学又は訓告

(別紙様式1 (第11条関係))

懲戒処分通知書

入学年度：令和 年度
学部・学科（研究科・専攻）：
学籍番号：
氏 名：

国立大学法人岩手大学学則第70条（国立大学法人岩手大学大学院学則第38条）の規定に基づき、（退学、無期停学、停学※（期間は令和 年 月 日～令和 年 月 日まで）、訓告）に処する。

処分理由

令和 年 月 日

岩手大学長

○ ○ ○ ○ (印)

※有期停学とする場合は、期間を記載するものとする。

(別紙様式2 (第13条関係))

懲戒公示

このたび、本学学生が、学生の本分に反する行為を行ったため、国立大学法人岩手大学学則第70条（国立大学法人岩手大学大学院学則第38条）の規定に基づき、下記のとおり懲戒処分を行ったので、公示する。

今後このような不祥事が再発しないよう、学生諸君の一層の自覚を促すものである。

記

事案の概要：

懲戒の種類：

処分年月日：令和 年 月 日

令和 年 月 日

岩手大学長

○ ○ ○ ○ (印)

(別紙様式3 (第16条関係))

懲戒に係る不服申立書

令和 年 月 日

岩手大学長 殿

入学年度：令和 年度
学部（研究科）：
学科（専攻）：
学籍番号：
氏名：

私は、令和 年 月 日付で懲戒処分を受けましたが、これについて、下記のとおり不服を申し立てます。

1. 不服申立てに係る懲戒の内容
2. 不服申立ての内容
3. 不服申立ての理由

※不服申し立ての証拠となる資料がある場合は、添付してください。

(別紙様式4 (第17条関係))

懲戒処分解除通知書

入学年度：令和 年度
学部・学科（研究科・専攻）：
学籍番号：
氏 名：

岩手大学学生の懲戒に関する規則（令和5年6月29日制定）第17条に基づき、令和 年 月 日をもって無期停学処分を解除する。

令和 年 月 日

岩手大学長

○ ○ ○ ○ (印)